

湯河原町告示第20号

湯河原町宿泊税検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月30日

湯河原町長 内藤 喜文



湯河原町宿泊税検討委員会設置要綱の一部を改正する告示  
湯河原町宿泊税検討委員会設置要綱(令和6年湯河原町告示第80号)の一部  
を次のように改正する。

第2条第1号中「を含めた新たな」を「による」に改める。

第4条第1項中「令和8年3月31日までとする」を「2年以内とし、再任を  
妨げない」に改める。

附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則第2項を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。